

# 重度化及び看取り介護の指針

小規模多機能ホーム 樹

## 1. 当事業所における重度化及び看取り介護の考え方

重度化及び看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し納得して生き抜くことが出来るように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行うことである。

## 2. 重度化及び看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態をして考えられる。

小規模多機能型居宅介護サービスでの看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、事業者は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ① 小規模多機能型居宅介護事業所における医療体制の理解（常勤医師の配置がないこと、医療スタッフが常駐ではなく、法人内看護師による訪問と緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制を確保していること）
- ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師等が医師と連絡をとり判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき、看護職員等と連絡をとって緊急対応を行うこと。
- ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること。
- ④ 看取りの介護に対する本人または家族の同意を得ること。

## 3. 重度化及び看取り介護の具体的支援内容

- ① 利用者に対する具体的支援

### Ⅰ. ボディケア

・バイタルサインの確認    ・環境の整備を行う    ・安寧、安楽への配慮    ・清潔への配慮

- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・排泄ケアを適切に行う
- ・発熱、疼痛への配慮

## II. メンタルケア

- ・身体的苦痛の緩和
- ・コミュニケーションを重視する
- ・プライバシーへの配慮を行う
- ・全てを受容してニーズに沿う態度で接する

## III. 看護処置

- ・医師の指示に基づき訪問し、状態観察の結果に応じて、必要な看護処置を講ずる。

### ② 家族に対する支援

- ・話やすい環境を作る・家族関係への支援にも配慮する・希望や心配事に真摯に対応する
- ・身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・死後の援助を行う

## 4. 看取り介護の具体的方法

### ① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を当事業所内または自宅で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

### ② 医師よりの説明

I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて医師より利用者又は家族に説明を行う。

この際、小規模多機能居宅介護事業所で出来る看取り体制を示す。

II. この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当事業所または自宅で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することが出来る。

医療機関に入院を希望する場合は、事業所は入院に向けた支援を行う。

### ③ 看取り介護の実施

- I. 家族が事業所内で看取り介護を希望した場合は、介護支援専門員は医師、看護師等、介護職員等と共同して看取り介護計画を作成すること。なお、この計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得る。
- II. 看取り介護の実施に関しては個室で対応する。なお家族が泊まりを希望される場合、看取りの個室に寝具類等お持込頂く。
- III. 看取り介護を行う際には、医師・看護師等・介護職員等が2週に1度以上定期的に情報共有や話し合いを行い、利用者又は家族への説明を行う。
- IV. 小規模多機能居宅介護事業所の全職員は、利用者が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死を迎えることが出来るように利用者又は家族の支えともなり得る身体的・精神的支援に努めること。

### 5. 夜間緊急時の連絡と対応について

当事業所における夜間緊急時の連絡・対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずる。

### 6. 協力医療機関との連携体制

当事業所は協力医療機関と365日、24時間の連絡体制を確保し、必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとる。

#### 協力医療機関

医療機関の名称	静岡ホームクリニック
所在地	静岡市駿河区中田4丁目6-1
診療科	内科 老年内科 皮膚科 アレルギー科 その他

#### 事業所内看護職員

磯部 あつ子	小規模多機能ホーム 樹
--------	-------------

### 7. 看取り介護終了後カンファレンスの実施について

- ① 看取り介護が終結した後、看取り介護の実施状況について評価のカンファレンスを行う。
- ② 管理者又は介護支援専門員は、看取り介護の対象者の遺留金品引渡しの際、家族等に別紙様式におけるアンケートの協力を求める。家族等が拒否した場合際にはアンケート記入は求めない。
- ③ 介護支援専門員は遺留金品類引渡し終了から1週間以内に「看取り介護終了後カンファレンス」を開催する。参加職員は管理者・看護師等・介護職員・その他必要に応じた職員とする。  
この際、家族によるアンケート結果がある場合には、これを資料として提出する。
- ④ カンファレンスは別紙の内容に基づき話し合いを行い報告するものとする。